

## 岡山市水道局小規模工事見積合わせ会執行要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市水道局小規模工事取扱要領(平成15年市水道局訓令第29号)第10条第2項の規定に基づき、水道局における小規模工事に係る見積合わせ会の手続を定める。

### (執行者)

第2条 見積合わせ会は、工事担当課長が執行するものとする。ただし、工事担当課長が執行できない場合は、工事担当課長が指名した者が代行するものとする。

2 見積合わせ会の執行に当たっては、原則として執行を補助する係員を置くものとする。

### (許容価格書)

第3条 見積合わせ会の執行者(以下「執行者」という。)は、許容価格書(許容価格(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項に規定する予定価格のことをいう。以下同じ。))を記載した書面を封書にしたもの。)を見積合わせ会場に備えなければならない。

### (執行室)

第4条 執行者は、見積者の見積記入に適切な場所及び配置を考慮して、執行室を決定しなければならない。

### (執行日時の厳守)

第5条 執行者は、やむを得ない理由がある場合を除くほか、見積合わせ会の日時を繰り上げ、又は延期し、若しくは中止することができない。

### (見積者等の確認)

第6条 執行者は、見積合わせを開始する前に、見積者の商号又は名称を読み上げ、又は参加資格確認書類を提出させ出席の有無を確認するものとする。

2 執行者は、見積者が代理人であるときは、代理人の資格を確認するため、見積合わせ前において当該代理権の存在を証する「委任状」を提出させなければならない。

### (内容の確認)

第7条 執行者は、見積合わせの開始前に当該見積合わせに付そうとする事項の内容について疑義又は不明な点がないかどうかを再確認し、紛議が生ずることがないようにしなければならない。

### (執行指揮)

第8条 執行者は、特別の事情がない限り、見積合わせ会が終了するまでは、執行の場所を離れる

ことができない。

(規律)

第9条 執行者が、見積者に次の事項を厳守させ、これに違反する者や適正な見積合わせ会の執行を妨げる者があるときは、その者の見積を拒否し、執行室から退場させるものとする。

- (1) 執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、執行室の出入は禁止とすること。
- (2) 私語、放言、暴言等は、禁止とすること。

2 執行室には、見積合わせ会に必要なもの以外を入室させてはならない。

(見積合わせ)

第10条 見積回数は、1回とする。

- 2 執行者は、見積書に記名押印のない見積、総金額を訂正している又は見積金額その他必要事項が確認できない見積及び許容価格を上回った価格をもって申込みをした者の見積を無効としなければならない。
- 3 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- 4 第2項の規定により無効となった見積書を提出した者を除き、見積書を提出した者が1者となった場合には見積合わせを不調とする。

(決定の保留)

第11条 執行者は、見積価格に許容価格を著しく下回るものがあるときは、別に定める基準に基づいて、決定を保留することができるものとする。

- 2 執行者は、必要があると認めたときは、決定を保留するものとする。
- 3 前2項の場合において、執行者は決定の保留を宣言し、解散させるものとする。

(決定)

第12条 執行者は、見積合わせ会の結果、契約の相手方とすべき者があったときは、直ちに決定の旨を宣言し、その見積金額及び契約の相手方の商号又は名称を公表し、当該見積合わせ会を終了したことを宣言するものとする。

- 2 執行者は、契約の相手方とすべき同価見積をした者が2人以上あるときは、くじを引かせ、決定するものとする。
- 3 前項の場合において、当該見積者のうちくじを引かない者があるときは、これに替えて、当該見積合わせ事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(決定とならないときの措置)

第13条 執行者は、見積合わせの結果、契約の相手方とすべき者がいないときは、見積合わせが不調になった旨を宣言し、解散させるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。